

## 議案第 7 号

### 瑞穂町企業誘致促進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

町の区域内に事業所を新設する企業に対する奨励措置の期限を延長し、及び対象者の要件等の規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

### 瑞穂町企業誘致促進条例の一部を改正する条例

瑞穂町企業誘致促進条例（平成 23 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「区域内」を「指定地域内」に改める。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号中「町の区域内（以下「町内」という。）」を「町内」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「規則」を「統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち、別表」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号を同条第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 指定地域 瑞穂町の区域内（以下「町内」という。）における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

第2条に次の1号を加える。

(9) 常用雇用者 企業が事業所において常時雇用する労働者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。）であって、当該事業所において継続して1年以上雇用され、又は雇用されることが見込まれている者をいう。

第3条第1号中「土地の面積が500平方メートル以上である」を「土地又は店舗の面積が別表で定める面積を満たしている」に改め、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 事業所の事業内容が立地場所にふさわしいものであり、かつ、産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること。

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 当該事業所における常用雇用者の数が別表で定める数を満たしていること。

第6条第5項中「前2項」を「第3項」に改める。

第8条第1項第2号中「事業」を「当該指定に係る事業所の事業開始日から6年以内に事業」に改める。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条、第3条関係）

大分類	中分類	土地又は店舗 の面積	常用雇用者 の数
E－製造業	09－食料品製 造業から32－	土地 500平方メ	20人

	その他の製造業 まで	ートル	
Fー電気・ガス・熱供給・水道業	33ー電気業から35ー熱供給業まで	土地 500平方メートル	20人
Gー情報通信業	37ー通信業から41ー映像・音声・文字情報制作業まで	土地 500平方メートル	5人
Hー運輸業、郵便業	42ー鉄道業から48ー運輸に附帯するサービス業まで	土地 1,000平方メートル	20人
Iー卸売業、小売業	56ー各種商品小売業から60ーその他の小売業まで	店舗 500平方メートル	5人
Lー学術研究、専門・技術サービス業	71ー学術・開発研究機関	土地 500平方メートル	5人

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞穂町企業誘致促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定の申請がされた奨励金の交付について適用し、施行の前日に指定の申請がされた奨励金の交付については、なお従前の例による。

瑞穂町企業誘致促進条例 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、町の<u>指定地域内</u>に事業所を新設する企業に対し、奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び住民生活の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)<u>指定地域</u> <u>瑞穂町の区域内(以下「町内」という。)</u>における都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、<u>第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3)<u>事業所</u> <u>統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち、別表で定める業種の事業の用に供するために企業が設置する施設をいう。</u></p> <p>(4)<u>新設</u> <u>町内に事業所を有しない企業が町内において所有権又は借地権を有する土地に新たに建設により事業所を設置して事業を開始することをいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9)<u>常用雇用者</u> <u>企業が事業所において常時雇用する労働者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、町の<u>区域内</u>に事業所を新設する企業に対し、奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び住民生活の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)<u>事業所</u> <u>規則で定める業種の事業の用に供するために企業が設置する施設をいう。</u></p> <p>(3)<u>新設</u> <u>町の区域内(以下「町内」という。)</u>に事業所を有しない企業が町内において所有権又は借地権を有する土地に新たに建設により事業所を設置して事業を開始することをいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>

険者をいう。)であって、当該事業所において継続して1年以上雇用され、又は雇用されることが見込まれている者をいう。

(奨励措置の対象者)

第3条 略

(1) 新設する事業所の用に供する土地又は店舗の面積が別表で定める面積を満たしていること。

(2) 当該事業所における常用雇用者の数が別表で定める数を満たしていること。

(3) 略

(4) 略

(5) 事業所の事業内容が立地場所にふさわしいものであり、かつ、産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること。

(6) 略

(7) 略

第4条及び第5条 略

(奨励金の交付等)

第6条 略

2から4 略

5 奨励金の各年度の交付時期は、第3項の規定による申請があった年度の翌年度とする。

第7条 略

(指定の取消し等)

第8条 略

(1) 略

(2) 当該指定に係る事業所の事業開始日から6年以内に事業を廃止し、若しくは休止し、又はこれらと同様の状態に至ったとき。

(3)から(5) 略

2 略

第9条から第11条 略

(奨励措置の対象者)

第3条 略

(1) 新設する事業所の用に供する土地の面積が500平方メートル以上であること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

第4条及び第5条 略

(奨励金の交付等)

第6条 略

2から4 略

5 奨励金の各年度の交付時期は、前2項の規定による申請があった年度の翌年度とする。

第7条 略

(指定の取消し等)

第8条 略

(1) 略

(2) 事業を廃止し、若しくは休止し、又はこれらと同様の状態に至ったとき。

(3)から(5) 略

2 略

第9条から第11条 略

附 則

- 1 略  
(失効)
- 2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 略

附 則

- 1 略  
(失効)
- 2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 略

別表(第2条、第3条関係)

大分類	中分類	土地又は店舗の面積	常用雇 用者の 数
E-製造業	09-食料品製造業から 32-その他の製造業まで	土地 500平方メートル	20人
F-電気・ガス・熱供給・水道業	33-電気業から 35-熱供給業まで	土地 500平方メートル	20人
G-情報通信業	37-通信業から 41-映像・音声・文字情報制作業まで	土地 500平方メートル	5人
H-運輸業、郵便業	42-鉄道業から 48-運輸に附帯するサービス	土地 1,000平方メートル	20人

	業まで		
I-卸売業、小売業	56-各種商品小売業から60-その他の小売業まで	店舗 500平方メートル	5人
L-学術研究、専門・技術サービス業	71-学術・開発研究機関	土地 500平方メートル	5人

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞穂町企業誘致促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定の申請がされた奨励金の交付について適用し、施行の日前に指定の申請がされた奨励金の交付については、なお従前の例による。